

第 22 回総会 平成 31 年 3 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、3 月の業務報告をいたします。

次に委員の皆さんの活動実績、成果実績に伴い交付される農地利用最適化交付金の報酬への上乗せ分について報告いたします。1 月の総会でも報告いたしましたが、1 号遊休農地並びに 2 号遊休農地の面積が全体農地面積の 1%以下を維持することでポイントにより交付されるものです。具体的には遊休農地は 34.8ha で西都市の農地面積は 4,000ha でありますので、1%以下を維持しております。この度、条例に基づき積算しましたところ、1 人当たり 20,419 円を報酬として支払うことができましたので、通帳をご確認ください。次年度以降も 1%以下を維持することで交付金を受けられますので、委員さんがボランティアで取り組んでいただいている解消活動や自主解消への指導、新たな耕作放棄地を発生させない取り組みなど今後ともよろしく願いいたします。

次に農業への新規参入について報告いたします。平成 31 年 3 月 6 日、穂北牛掛の〇〇さんの紹介で東京都港区芝〇〇、〇〇氏、〇〇氏が本市への農業への新規参入の件で市長を訪問されました。

本社は太陽光発電、地熱、風力、小水力、バイオガス、再生可能エネルギー開発等の企業であります。資本金は 1 億円、イタリアではプラントで液肥を製造して作物に供給して 3 割の増収を得ているということです。

この度、本市の畑地で 30ha から 70ha 確保して露地野菜の栽培を計画されています。具体的な作物は土地に合った作物を栽培していきたいということです。地元雇用も考えているとのこと。牛糞、作物を活用して液肥プラント工場も建設したいとのこと。取得方法は賃貸借、売買を考えているということです。農地所有適格法人は昨年岩手県で取得したが、法人としての活動はこれからということです。

---

報告、業務報告

局 長 今月は、相続届 4 件、使用貸借合意解約 6 件、賃貸借合意解約 3 件が提出されて

おりますので併せてご報告いたします。

局長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から平成 30 年度第 22 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議長 本日の出席状況を報告します。本日は、31 番〇〇委員が欠席で他は全員出席であります。本日の議案件数であります。6 件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11 番〇〇委員、28 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案します。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、一般住宅建築用地 1 件、畑、330 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 1 件、畑、330 m<sup>2</sup>、計も同じです。許可日は平成 16 年 7 月 21 日、シレイ番号は 6005-5-4-69 号、土地の所在は右松一丁目〇〇番、面積は 599 m<sup>2</sup>、用途は一般個人住宅用地。

1 項を説明します。土地の所在：右松一丁目〇〇番 2、台帳・畑、現況・雑種地、面積 330 m<sup>2</sup>、承継人：小野崎二丁目の〇〇、被承継人：右松一丁目の〇〇、用途：一般個人住宅用地、変更理由は、本申請被承継人は平成 16 年 7 月に許可を受け住宅建築のために土地を購入したが、家族の事情から建設を断念せざるを得ないこととなった。この度、承継人から 330 m<sup>2</sup>を分筆しての申し出を受け、計画変更承認申請に至ったものであります。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は 21 番〇〇委員と私（6 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 3 月 20 日午前 8 時 15 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認

1 件、農地法第 5 条 7 件、非農地証明 2 件を調査いたしました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員、〇〇委員にもご同行いただいています。報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

- 21 番 申請地は妻地区の右松集落で、市民会館から東に 200m 進んだ場所です。本申請の譲渡人で被承継人の〇〇さんは平成 16 年 7 月 21 日付、シレイ 6005-5-4-69 にて許可を受けて、周囲にブロックを設けて造成を終えたが、事情により目的達成が困難になったため計画を断念したということです。今回新たに譲受人である承継人の〇〇さんより一般個人住宅として利用したいとの話があったので一部を分筆して譲渡することとなったということです。現地の状況は東側が宅地、西側が分筆した残地、南側が市道、北側が農地です。生活排水は公共下水道に接続し雨水は市道側溝に放流するという事です。また、土砂流出防止のため境界にブロックが設置してありますので、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「都市計画区域内の用途地域」にあたり第 3 種農地と判断されます。調査員一同事業計画の変更はやむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします

議 長 議案第 132 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 132 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：  
一般住宅用地 1 件、畑 330 m<sup>2</sup>、計も同じです。駐車場用地 1 件、畑 25 m<sup>2</sup>、計も同じ  
です。その他 5 件、田 5,368 m<sup>2</sup>、畑 314 m<sup>2</sup>、計 5,682 m<sup>2</sup>です。合計 7 件、田 5,368  
m<sup>2</sup>、畑 669 m<sup>2</sup>、計 6,037 m<sup>2</sup>です。

1 項を説明します。譲受人：小野崎二丁目の〇〇、譲渡人：右松一丁目の〇〇、申  
請地：右松一丁目〇〇番 2、台帳・畑、現況・雑種地、面積 330 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：  
一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 126.69 m<sup>2</sup>で顛  
末書が添付されています。

2 項を説明します。譲受人：妻町二丁目の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：  
大字荒武字〇〇番、登記・畑、現況・山林、面積 314 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、  
権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：竹干場で顛末書が添付されています。

次に 3 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：宮崎市薫る坂の〇  
〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,076 m<sup>2</sup>、申請内  
容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネ  
ル 324 枚です。

次に 4 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、  
申請地：大字荒武字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 907 m<sup>2</sup>、申請内容・  
目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル  
324 枚です。

次に 5 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申  
請地：大字荒武字〇〇番 3、登記・現況とも田、面積 686 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その

他、権利の内容：その他設定（地上権の設定）、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 266 枚です。

6 項を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：三宅字〇〇番 2、台帳・畑、現況・宅地、面積 25 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：駐車場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自宅敷地内来客駐車場用地 1 台分で始末書が添付されています。

7 項を説明します。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：南方字〇〇番他 1 筆、台帳・現況とも田、面積 1,699 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：幼稚園グラウンド及び駐車場用地です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 先ほど議案第 131 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認でご審議いただいた場所です。申請地は妻地区の右松集落で、市民会館から東に 200m 進んだ場所です。申請の理由は、譲受人である〇〇さんは現在借家住まいですが、予てより持ち家を建設したいと計画していましたが、この度資金の用途がたったことから譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請に至ったということでもあります。現地の状況は東側が宅地、西側が分筆した残地、南側が市道、北側が農地です。生活排水は公共下水道に接続し雨水は市道側溝に放流するということです。また、土砂流出防止のため境界にブロックが設置してありますので、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「都市計画区域内の用途地域」にあたり第 3 種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 既に造成がされておりますので、許可についてはやむなしで審議をお願いします。

議長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま

す。

3 番 分筆した残地の今後の活用について伺いたい。

事務局 次の売買を待っている状態でありまして、今のところ具体的な計画はありません。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 2項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落の農地です。転用の理由であ

りますが、譲受人の〇〇さんが、この度、竹製品の乾燥場用地として利用するため

譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。

譲受人は竹製品の製造販売業を営んでいますが、現在の製品の乾燥施設が不足して

いることから作業場周辺の申請地が適地として判断し申請したものであります。現

地の状況は、東側は宅地、西側、南側、北側は竹林です。雨水対策としては、自然

浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは

ありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共

投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。

調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま

す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項、4項、5項は関連があります。一括して特別調査員の報告をお願いします。

21 番 3項、4項、5項を説明します。申請地は都於郡地区で県道荒武・新富線と県道福王寺・佐土原線沿が交差する〇〇集落入り口であります。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということであります。現地の状況は、3項は東側は県道、西側は宅地、南側は県道、北側は宅地であります。4項は東側は県道、西側は太陽光発電施設、南側は宅地、北側は県道であります。5項は東側は市道を挟んで宅地、西側は原野、南側は県道、北側は原野であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して砂利敷きで敷地内で自然浸透処理であります。柵も設置して対応するということあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 排水対策であります。3項、4項、5項とも畝を設置して申請地内での自然浸透を基本としますが、大雨時の対応として県道側溝にも放出ができるように西都土木事務所とも協議済みであります。3項と4項は〇〇さん、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転です。5項は、〇〇さんと〇〇さんの地上権設定であります。地上権は第三者に譲渡したり、土地を貸して第三者に建物を建てさせる場合に地主の承諾は不要で転貸も可能となるものです。従いまして許可を受けましたら登記簿謄本の権利の部に地上権が設定されます。

議長 説明がありました3項、4項、5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4番 3項、4項、5項で面積がかなり違うのにパネルの枚数が同じとなっておりますが、何故ですか。

事務局 パネルの設置方法が違います。小さい面積の土地は土地を有効活用するため間隔を空けない一体型で設置され、大きい面積は間隔を空ける分散型で設置されるので、同じ枚数となります。

20番 売買金額を教えてください。

事務局 3項は2,076㎡で〇〇万円、4項は907㎡で〇〇万円、5項は借地料30年で〇〇万円となります。金額は再度確認いたします。

12番 3項と5項の間には民家がありますが、了解は取れてるのでしょうか。

21番 反射のことは説明し了解は取れてるそうです。

7番 〇〇番も太陽光発電施設であり、民家の周囲が全て太陽光発電施設となりますが、大丈夫ですかね。

事務局 了解については再度業者に確認いたします。

28番 通学路にもなります。安全対策は十分でしょうか。

事務局 フェンスは設置されますが、通学路であることから十分な安全対策をとるように

ご意見があったことということも業者には伝えておきます。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 6項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で〇〇入り口の小規模の農地です。

転用の理由であります、譲受人の〇〇さんが、来客用の駐車場として利用するため譲渡人の〇〇さんから贈与により所有権を移転するため申請したものであります。事後になりましたが農地法の許可を得てないことは明らかなことから、始末書を添付して違反転用を是正するものであります。現地の状況は、東側は市道、西側は宅地、南側は宅地、北側は農地です。雨水対策としては市道側溝に放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 申請地は穂北地区の〇〇集落で、国道 219 号線沿いの〇〇を北に 50m 進んだ左側の農地です。転用の理由であります。既存の施設の拡張でありまして、譲受人の〇〇さんが、幼稚園グラウンド並びに駐車場として利用するため譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側が県道、西側は農地、南側は宅地(〇〇)、北側は自転車道路であります。雨水対策としては、自然浸透を基本としますが南側の排水路にも放流するということがあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地」と判断されますが既存の施設の拡張でありますので調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は昨年の 12 月の農用地利用対策審議会にて農振農用地(青地)から除外(白地)された農地であります。農地区分につきましては周辺農地の広がりから第 1 種農地と判断されますが、「農地の転用の不許可の例外」の農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存の施設の拡張」に該当すると判断しております。これは、拡張に係わる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものについて認めるというものです。申請地のすぐ南側と国道を挟んで南側に〇〇所有地が 3,920 m<sup>2</sup>あるため、その面積の 2 分の 1 (3,920 m<sup>2</sup> ÷ 2 = 1,960 m<sup>2</sup>) となり、申請面積は 2

分の1以内であるので、適当であると判断しました。その他、転用目的及び転用基準に係る申請書並びに資金証明書等の必要書類は適当であると認めました。

議長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

22番 農道と申請地には段差がありますが、大丈夫でしょうか。

事務局 農道は舗装し水路はU字側溝を設置します。申請地は道路高まで盛りを行い幼稚園からは1箇所を出入り口とします。

22番 農道の舗装はどこまでされるのでしょうか。

6番 途中までと聞いています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第133号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第133号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：売買8件、田6,450㎡、畑5,401㎡、計11,851㎡です。贈与4件、田11,777㎡、畑2,522㎡、計14,299㎡です。合計12件、田18,227㎡、畑7,923㎡、計26,150㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50a要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力

を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

議長 次に1項について説明をお願いします。

局長 1項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番6、登記・現況とも畑、面積1,873㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10番 1項について報告します。今回の申請地は、上三財地区の〇〇集落から北に約800m進んだ高台にある農地です。今回の申請理由は、高齢になった加勢の〇〇さんから、譲受人であります上三財の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は雷野で水稻、大根、京芋、ゴーヤを約27,824㎡作付けされており、現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具につきましては、トラクター、軽トラ、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、反当たり〇〇円です。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項について説明をお願いします。

局 長 次に2項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他6筆、登記・現況とも田、畑、面積7,263㎡、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 2項について報告します。今回の申請地は、穂北地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、高齢になった南方の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは勤務先を定年退職後、兼業農家として水稻、飼料作物を7,263a作付けされる予定です。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、軽トラを所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項について説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,599㎡、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 3項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、高齢になった岩爪の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは専業農家として水稲、千切大根を12,661a作付けされています。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、軽トラ、運搬車を所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項について説明をお願いします。

局長 次に4項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積179㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9番 4項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、譲渡人の三宅の〇〇さんから、譲受人で専業農家の三宅の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稲、カラーピーマンを中心に経営され約42,085㎡作付けされており、申請地には野菜を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5項の説明をお願いします。

局長 5項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申

請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 183 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 5 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、譲渡人の三宅の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の童子丸の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、粟を中心に経営され約 15,663 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円で総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 項の説明をお願いします。

局 長 6 項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 1,593 m<sup>2</sup>、権利の内

容：所有権移転の部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 6項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、高齢になった鹿野田の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは兼業農家として水稻、大根を7,843㎡作付けされています。申請地には水稻を作付けされるとのことであります。農機具は脱穀機械、千切機械を所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7項の説明をお願いします。

局 長 7項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：滋賀県栗東市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番3、登記・現況とも田、面積1,291㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 7 項について報告します。今回の申請地は、三財地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、高齢で県外在住の〇〇さんから、譲受人で専業農家の上三財の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、ハウス胡瓜、露地ピーマンを中心に経営され約 50,799 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、バックホー等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円で、総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 7 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

6 番 1 種農地の青地と思われませんが、基盤強化法があっせんでも良かったのでないですか。

事務局 基盤強化法も可能であったのですが、売り主が遠隔地で帰省できないとのことから 3 条申請となりました。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8項、9項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 8項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積1,220㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

9項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番3他1筆、登記・現況とも田、面積353㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 8項、9項について報告します。今回の申請地は、穂北地区の〇〇と〇〇の間にある集落内の農地になります。今回の申請理由は、譲渡人の南方の〇〇さん並びに〇〇さんから、譲受人で〇〇さんへの売買になります。申請地は園児、父母、職員の教育及び交流の場として水稻を作付けし教育田として活用するとのことであります。耕作につきましては父母の半数以上が農家であることから父母の会の組織をつくり、収穫米は給食、正月の餅つき会、誕生会で使用するとのことであります。周辺作物への影響もなく、教育田として利用されることから問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 農法第3条の不許可の例外で農地法施行令第2条第1項第1号のハ、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合に該当するものであります。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました8項、9項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 学習田として活用するとのことですが、他の目的での使用はないと思いますが、その活用方法の確認はどのようにしますか。

事務局 活用方法は地元委員でしっかり確認をお願いしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に10項の説明をお願いします。

局 長 10項について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：埼玉県鴻巣市<sup>こうのす</sup>の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積3,844㎡、権利の内容：所有権移転の部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 10項について報告します。今回の申請地は、穂北地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、県外在住で耕作不能な〇〇さんから、譲受人で専業農家の茶臼原の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための贈与になります。譲受人は〇〇集落で水稻、甘藷を中心に経営され約90,980㎡作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター6台トラック2台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません

議 長 説明がありました10項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

20 番 畑作中心の耕作者のようですが、水田の管理は大丈夫でしょうか。贈与を受けたは良いが、耕作放棄地にならないでしょうかね。

8 番 管理は責任もってするとのことです。

事務局 申請地には水稻を作付けされるとのことです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に11項の説明をお願いします。

局 長 11項について説明いたします。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番3他2筆、登記・現況とも畑、面積3,528㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 11項についてにつきましては、事情により取り下げいたします。

議 長 11項は取り下げしたいということですがよろしいでしょうか。

(委員 よろしいという声あり)

議 長 11項は取り下げといたします。

議 長 次に12項の説明をお願いします。

局長 12 項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、面積 3,224 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

21 番 12 項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、三納の〇〇さんから、譲受人で専業農家の三納の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、ハウス胡瓜を中心に経営され約 25,507 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇万円、総額〇〇円です。

議長 説明がありました 12 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 134 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 134 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(所有権移転)、件数及び面積：田 900 m<sup>2</sup>、畑 10,452 m<sup>2</sup>、その他（登記・原野、現況・  
畑）3,531 m<sup>2</sup>、合計 3 件、面積 14,883 m<sup>2</sup>です。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三股町稗田の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇  
番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 900 m<sup>2</sup>です。

2 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：埼玉県鴻巣市の〇〇、申請地：大字茶臼原  
字〇〇番 2 他 2 筆、登記・原野、畑、現況・畑、面積 12,309 m<sup>2</sup>です。

3 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登  
記・現況とも畑、面積 1,674 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の  
移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を  
行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしており  
ます。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告につ  
いては、4 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項～3 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は  
挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 135 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(利用権設定) を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 135 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について

(利用権設定)、件数及び面積：田 207,493 m<sup>2</sup>、畑 36,294 m<sup>2</sup>、合計 56 件、面積 243,787 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 5 件、田 5,451 m<sup>2</sup>、畑 5,857 m<sup>2</sup>、6 年～10 年未満、件数 2 件、田 6,020 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 49 件、田 196,022 m<sup>2</sup>、畑 30,437 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：奈良県生駒市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇

番 1、登記・現況とも田、面積 1,523 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

2 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、

登記・現況とも畑、面積 5,857 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

3 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：宮崎市月見ヶ丘の〇〇、申請地：大字山田字〇

〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,931 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

4 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1、登

記・現況とも田、面積 989 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

5 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・

現況とも田、面積 1,008 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

6 項 譲受人：高鍋町上江の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字

〇〇番 1 他 5 筆、登記・現況とも畑、面積 12,496 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

7 項 譲受人：高鍋町上江の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字

〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも畑、面積 6,924 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の使用貸借権の再設定です。

8 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他 5 筆、

登記・現況とも田、面積 5,963 m<sup>2</sup>、5 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

9 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 6,424 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

10 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 408 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

11 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 577 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

12 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 4 他 21 筆、登記・現況とも畑、田、面積 36,048 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

13 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 5 他 10 筆、登記・現況とも田、畑、面積 4,581 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

14 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 714 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

15 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、面積 9,386 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

16 項から 56 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 16 項を読み上げ後は省略します。

16 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 603 m<sup>2</sup>、5 月から 10 年の農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、4月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から56項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第136号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第136号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号1の説明をいたします。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字荒武字〇〇番2、地目・台帳・畑、現況・原野、面積148㎡、所有者：荒武〇〇番地、氏名：〇〇、事由4になります。

非農地証明明細番号2、土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目・台帳・畑、現況・山林、面積383㎡、所有者：下三財〇〇番地3、氏名：〇〇、事由4になります。

議 長 番号1について地元委員の説明を求めます。

27番 1項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で県道新富・荒武線の長園入り口から50m位南東に進んだ小高い丘にある農地です。12月に太陽光発電施設

で申請された場所の近くで、法面で傾斜のきつい農地としての活用は困難な場所になります。今回の申請は、荒武の〇〇さんが所有している農地で、農振地域でもなく公共投資もされておらず10年以上耕作されず雑木となっており、将来的にも農地として使用する事は困難であることから事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

2 番 2項を報告いたします。申請地は三財地区の〇〇集落で〇〇入り口から700m位南に進んだ農地です。今回の申請は、下三財の〇〇さんが所有している農地で、農振地域でもなく公共投資もされておらず30年以上耕作されず雑木となっており、将来的にも農地として使用する事は困難であることから事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 時 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

28 番 \_\_\_\_\_